

174-参-決算委員会-009号 2010年05月14日

○那谷屋正義君 民主党・新緑風会・国民新・日本の那谷屋正義でございます。ちょっと声がかれてしまっている、聞きにくいところがあるかもしれませんが、お許してください。

二〇〇八年度の決算ということで、二〇〇八年度といいますと、教員出身の私にとってはやはり忘れられない一つの大きな出来事、つまり教員免許更新制度というものが実施されるということで、取りあえずこの年は試行された年であります。

予備講習、この試行では、受講料を無料としたということの中で、一定の受講枠に対しての応募が殺到して相当の混乱が生じたわけであります。一方、各大学に対しては文部科学省が講習の施行費用の一部を支援したり開設を強く要請したため、それなりのこま数が計画されていたけれども、地域の受講ニーズを文科省や教育委員会が把握した上で大学等と連携を図りながら用意したというふうなものではなかったために、各地で需給ギャップが発生したというような総括もされているところであります。

元々この更新制の目的というものは、とりわけ政権交代後の国会論議等も通じて、いわゆる不適格教員の排除ではなくて、定期的に最新の知識、技能を身に付けることということで明確にされてきているのではないかというふうに思っております。こうした経緯を含めると、失効という害毒を含んだ更新制を、私もこの間何度か様々な委員会で批判をしてきたところであり、早急に見直すべきではないかと思っております。

また、これまでの更新講習の実施状況などから見ても、更新講習の内容は現行の現職研修体系の一環として位置付けが可能であるということも明確になってきているところであります。

現在、政府において教員にかかわる採用、養成、研修体制の見直し作業が始まっているわけでありましてけれども、更新講習とこれまでありました十年経験者研修の実態から見て、少なくとも更新講習の選択領域については、自らの問題意識に基づく自己研さんという実態から見て、十年研と分けて考える必要がないのではないかというふうに考えるところでありますけれども、御見解を伺いたいと思います。

○国務大臣（川端達夫君） 教育現場の専門家の先生にお答えするので、かなり緊張する答弁になりますが。

よく御存じのとおり、十年研修と免許更新の部分の重複も含めての議論も今までもずっとあったことも事実でございます。私たちは現状認識として、例えば今年から新学習指導要領の下の教科書もスタートいたしましたけれども、時代の変化とともに教える中身も幅広になり、そして量も増えてきているということ、それと同時に、子供たちを取り巻く環境も激変をしているという意味で、教える中身の知識と同時に教える技術的なテクニックの問題も、それから保護者の問題や地域社会の問題含めて、それとメンタルな問題含めて、非常に先生の負担が大きくなっていると同時に、求められる資質も幅広に多くなって

きています。そういう意味では、これからの先生の在り方としては、より数を増やすと同時にレベルを上げるということ、マニフェストでも質と量の向上ということも挙げてきました。その質を上げるという意味での免許の在り方を抜本的に見直したいということで、現在、鈴木副大臣の下で精力的にいろんな議論をし、取りまとめをいただいています。

そういう中で、現職の先生も含めて、何らかの研さんを積んでいただき、それがキャリアアップになるということは必要であろうと。それが、どういう形が必要であるのか、評価をどうするのかということ、今一生懸命詰めているところでありまして、そこに向けて今の十年研修も、それから免許更新の制度も取れんされていくべきものだというふうに思っております。初めからこれを廃止するのを前提にとか、あるいはこれはもうこの半分の自己研さん部分はいいじゃないかというふうなことよりも、もっと全体の絵をかいたら結果としてこちらの方はこういうふうになって吸収してしまいたいというふうになるんだと思っております。

そして、一方で、失効ということであるのが今の制度ですので、これを云々ということになると法改正になってきますので、そういう意味では、今やって受けていただいている方の部分が、せっかくのお金とエネルギーを使っていただいた部分が後にも生きるようにしながらこれからの制度設計を精力的に進めているところでございます。

○那谷屋正義君 今大臣からお話いただきましたように、教壇に立つという者が自らを見詰め直す機会を持って研さんに励むということは職務の一環として当然行わなければならないということで、私もそう思っておりますし、我が国の教育の質を高めようとするならば、それがすべての教員が自ら進んで取り組めるような適切な支援が不可欠であるということは申し上げるまでもないというふうに思っているところであります。

また、現行の、現行といいますか、教員免許制度の抜本的な改革というふうに、短く言えばそうなるのかなと思いますけれども、それに向けて今検討されている、検討していくということでもありますけれども、この夏の段階では、やはりヒアリングや委託調査などを行うことが公表されたにとどまるというふうにも聞いています。

要は、採用、養成、研修などにかかわる一体的かつ抜本的な改革案が実施されるまでの間は、今お話をされたように、失効制を前提とした更新制が存続せざるを得ないということになるのかというふうに思うわけでありまして。それは、私流にあえて言わせていただければ、致命的な欠陥を持つ現行免許更新制の不利益を被ってしまう教員の方々が毎年新たに九万人から十万人生まれるということをも意味するということにも言えると思います。本来ならばとてもあってはならない事態でありまして、政権交代後、つまり政府・与党としてこの問題に真摯に向き合うためにも、せめて来年度に向けて更新対象の教員が自発的に更新講習に臨めるような条件整備を速やかに行うことが重要ではないかと考えるところであります。

そこで、一つ具体的な提案をさせていただきたいと思います。

教育委員会が中長期にわたる計画的な研修体系を考える際に、更新講習を現職研修の一部として明確に位置付ければ、子供と向き合う時間の確保が課題となる中で、効率的な研修日程が組めるはずであります。現在も受講が義務付けられている更新講習の内容が有意義であり、またそれを教育行政として活用するというのであれば、失効にかかわる規定を外した上で、現職研修の、つまりは十年研の一部として、更新講習を導入した国と任命権者の責任において、受講機会の確保と受講負担にかかわる実質無償化などの軽減策を講じることが最低限の責務ではないかと考えておりますけれども、見解をお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣（川端達夫君） ずっとそれは議論になってきたところでありますが、教員免許更新制度導入の附帯決議においても、「現職研修と免許状更新講習との整合性の確保、特に十年経験者研修の在り方について検討すること。」とされておりまして、これを受けて、十年経験者研修の校外研修二十日間程度について、五日程度、免許状更新講習の三十時間に相当の日数を短縮することも可能である旨を通知をしてきました。

同時に、教育委員会のその十年研修も要件を満たせば免許状更新講習として認定を受けることが可能でありまして、実際に、四県三市、岩手、秋田、岐阜、岐阜市、岡崎市、鹿児島県、鹿児島市等は現職研修が免許状更新講習と兼ねて行われているということで、その部分では、受講者の費用はこの部分は発生しないという部分の軽減策が取られていることもあります。

そういう意味では、県の教育委員会の判断で柔軟な対応ができるようにということでの要請と指導、指導というか通知はしておるところであります。だから、一緒にやること自体は工夫してやっていただくのは十分にできるし、国会決議でも工夫しろということであるということで、やっていただいたらいいと思います。

ただ、失効に関しては、先ほど申し上げましたように、法律事項でありますので、失効するというのであれば、その失効ということを止めるという法律改正が必要になります。そういう部分では、先生おっしゃったように、これが何か懲罰的に不適格教員を排除するためにこういうものをやるものではないという意味では、一定の部分で研修を受けてもらったら更新をされるという意味は、何かある種懲罰的、表現が微妙かもしれませんが、何か悪い人を見付けるために、失効させるためにやっているものではないという趣旨は前からの国会議論で確認されているところでありまして、その部分では、新たな制度で包含することで、今この失効するためだけの法改正を考えていることではありません。

○那谷屋正義君 今、官製研修との兼ね合いも各県の工夫でできるというふうなお話をいただいたわけでありましてけれども、時間的な問題もさることながら、これ附帯決議あるいは議論の中でも当時行われたわけでありましてけれども、先生方の費用負担というのも相当

掛かっております。

まず、受講費に、三十時間ということであれば、一時間千円といえども三万円掛かるわけでありまして、さらに旅費、あるいは島になると宿泊代、様々な費用が掛かってくるということの中で、ここの部分をやはり全部自己負担をするわけですね。そうすると、官製研修においてはその部分については一定保障がされるわけでありますから、そういう意味ではその部分について何らかの手当てができないか是非御検討いただきたい。これが、例えば政権が替わったことで少し違っているよということ現場の先生方にも理解をしていただく一つの部分ではないかと、こういうふう思うわけであります。

さらに、今検討中ということではありますが、結論がいつということについてはなかなかまだここでは明言できないというふうに思います。仮に二〇一一年度においても更新講習が存続する場合には、十年研等の経験者研修と一体的な運用を行えるように、今申し上げましたように具体的な検討をし、例えば概算要求の際にはしっかりこの部分について盛り込むとともに、その政策目的、趣旨等を全国の教育現場に周知徹底することをここでは強く求めておきたいというふうに思っております。

なお、この二〇一〇年度、今年度は修了確認期限を迎えるいわゆる第一グループというのがもう更新の手続をしなければならぬということに迫られているわけでありますけれども、この間、諸般の様々な事情で講習を受けられなかった教員への対応についても、修了確認期限の延長などにかかわる措置をこれまで以上に最大限かつ柔軟に講じていただきたいということをご希望するということに思っております。

一つ違う観点から。教育実習が教員になる前に当然行われるわけでありますけれども、この教育実習の学校ですけれども、教育職員免許法施行規則では、教育実習の対象となるのは学校教育法の学校というふうに規定をされておまして、外国にあります日本人学校は実は対象となっていないということであります。

文科省としては、教育実習の重要性等を踏まえた観点から見直しを検討中というふうに聞いておりますけれども、日本人学校の教育実習を望む学生の評価については、もちろん送り出した大学側がどのように責任を持てるかというような、そうした課題もありますけれども、しかし教育実習等の本義が貴重な現場体験を積むということにあるのであれば、海外に在住する子供たちの教育機会保障に取り組む日本人学校を教育実習の対象に新たに加えるということは、世界に開かれた知見等をはぐくむためにも時代の要請ではないかというふうに考えるわけであります。その扉が開かれるように、具体的かつ速やかな検討を進めるべきではないかというふうに思っています。

もちろん、これにかかわる費用はこれはある意味全体に掛かる話ではなくて、希望者というか、それができる条件の人という意味もありますから、費用は自己負担というものが原則になるわけでありますけれども、いかがでしょうか。

○副大臣（鈴木寛君） 委員御承知のように、教育実習は学校教育法上の学校において行

われるということになっております。

御案内のように、海外にある日本人学校というのは学校教育法上の学校でない、こういう位置付けでございます。したがって、教育実習の対象として直ちにということには幾つかの課題がございますが、一方で、委員御指摘のとおり、教員が国際感覚を身に付けていくということはこれから非常に重要になってくると思っておりますので、教職の希望者が日本人学校を始め海外でボランティアであるとかインターンシップであるとか、そうした様々な経験を積む、そのことを授業として、あるいは単位として認めていくということは極めて有意義だというふうに思っておりますので、今日の御提言も踏まえまして、この教育実習以外も含めた教員養成課程全体の在り方の中で、資質向上の有力な御提案の一つとして見直しの中で検討してまいりたいというふうに考えております。

○那谷屋正義君 是非、前向きに御検討いただけたらと思います。

それから、この二〇〇八年度といえますと、全国学力調査が二〇〇七年度、二〇〇八年度、二〇〇九年度というふうに悉皆で行われた真ん中の年になるわけでありまして。この三年間の悉皆調査のデータ蓄積によって、全国の教育委員会や学校で教育に関する検証改善サイクルの構築も着実に進んでいるというふうにされています。

そこで、昨年暮れの事業仕分の指摘を踏まえて、今年度からは抽出調査に切り替えた上で公立小中学校の三割を対象とする抽出調査とされたわけでありまして。この結果、それまでは各年度でテスト実施に六十億円を要していたものが抽出への変更によって三十億円に圧縮をされたということで、その方向性については私も評価をするところでございます。

しかし、もう一度この学力状況調査というものの目的というものは何なのかということや再度確認をしながら、今、来年度以降どうするか。今年度はそういうふうな形でやられましたけれども、来年度以降どうするかということについては、やっぱり一つの課題になってくるのではないかと。

例えば、悉皆であったがために何か問題が起こったということは、これはもうマスコミ等を通じても出てきているわけでありまして、悉皆から抽出に変えたということの意味をしっかりと文科省としてはやはり押さえておく必要があるだろうと。

そうすると、今回、都道府県ごとにあるいは各市町村ごとによっては、手を挙げたところは、うちは悉皆でやるよと言ったところについては認めるというふうになっているわけでありまして、そうすると文科省のスタンスというものがちょっとあいまいなものになってしまう可能性がある。やはり、悉皆から抽出に切り替えたということについては、こういうところを改善するために抽出に変えたんだというものがあると思うんですけども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣（川端達夫君） 三年間の悉皆の調査によって、全国的な学力の水準だけではなくてそれぞれの学校レベル含めて、悉皆ですから、すべての分の学力の状況が把握をで

きたと。その結果いろんな知見が得られたことは事実でございます。大規模である、中規模、小規模である、あるいは都会である、地方であるというふうな物差しで学力に差が出るものではないとか、しかし例えば生活習慣は学力に差が出るとか、あるいは、基礎はそこそこできて応用が極めて弱いとか、表現力が苦手であるとかいう、いろんな課題が出てまいりました。そういうことを生かして教育課程の中身の充実強化、あるいは学校運営の在り方、子供への指導の在り方等々で一定の知見が得られた評価をしております。

そして、三年間悉皆でやったことによるデータ蓄積で基本的なサイクルは承知したという中で、これから引き続きやることは必要であるという基本的な今立場にあります。それは、国の義務教育を維持推進をしていくという立場で全国的な児童生徒の学力の水準の把握は必要である、そしてそれがおおむね都道府県レベルの統計学上比較でき得るぐらいの抽出で把握は十分であろうということの認識で今回抽出に切り替えました。仕分で指摘される以前に決めましたので、仕分の結果変更したものではありません。

そういう中で、とはいえ、それぞれの学力の維持向上は学校あるいは市町村それぞれの単位で、特に学校が、先生が努力してやられるときに、せっかくあるのであればそれをうちもやってみたいという御希望があれば、それはサービスを提供するということで、問題の提供と問題の配付、当日に配付することまでは御希望があればお受けをいたしますということをいたしました。

悉皆を抽出に変えたのが、だから抽出対象以外は希望してもやらせてあげないというふうなことを考えたわけではありません。ただ、データの統計を取る場合は抽出でやったものしか統計は取りません、採点もいたしませんので、あとは、そういう問題があるということ、御利用いただくことはどうぞ御自由にということで今やらせていただいていますし、今回、そういう意味で、小学校で全体でいいますと結果としては七二%、中学校七四%が何らかの形でこのテストに参加をしたということでありましたが、現在、参加した、しなかった学校に対してかなり詳細なアンケートを今実施をしております、どう評価しているのか、抽出されなかったのになぜ参加したのか、なぜ参加しなかったのか、これをどう評価しているのか、注文があるのかないのかみたいなことをかなり詳細に今アンケート調査をしています。そういうようなのを踏まえながら、これからこういうものがどうあるべきか、一部では算数、国語だけではなくてほかもやってほしいという要望もあれば、悉皆でやっぱりやってほしいというのもあれば、いろんな意見があることは事実であります。それをしっかり踏まえながら、これからの分は、来年度の在り方について今精力的に作業をしているところでございます。

○那谷屋正義君 大体今の文科省の考え方というのは理解をしたわけであり、理解というか分かったわけであり、しかし、やはり悉皆から抽出に変えたということについては、今事業仕分の前にもうお決めになったというお話ですけれども、この間、我々が野党時代からも当時の文科省にも質問をしていたわけであり、悉皆で

あったがために大変、教育界において、学校現場において、非常に教育上余り好ましくない状況というものが生まれていたということも事実でありまして、そういったことを踏まえて悉皆から抽出に変える。あるいはもう一つは、授業時数というものが確保されなければならないという一方で、この学力テストに係る様々な時間数というものを、先生方の様々な負担というものについて考えると、このまま悉皆ということがいいということにはならないというふうな、そうした観点でこれを抽出に変えたというふうに私は理解していたんですけれども。

もし私の理解どおりであるとすれば、今後この学力状況調査の見直しの視点に、今私が申し上げたようなことも含めて在り方、例えば今、毎年行うことが必要なかどうかというふうなことも実はあるのかと思います。あるいは、統計上云々という話がありましたけれども、これが本当に三〇%必要なかどうかという問題もあるかというふうに思いますし、悉皆であったというのは、これまで本当にいたずらに競争心をあおる、うちはやっと一位になった、うちは二位になったとかというふうな、そういうふうなことのみが先行することによって、本来子供たちが養わなければならない学力あるいは学校での様々な教育、こういったものが見失われてしまいがちな部分というのが今まであったわけでありまして、是非そのことを踏まえてこれの在り方というものについて御検討をいただきたいというふうに思うわけでありまして、もう一度それについて御見解をお願いしたいと思います。

○副大臣（鈴木寛君） 実施頻度については本当に様々な御議論がございます。今委員の御指摘のように、数年に一度の頻度で調査を実施すれば十分であるという御意見もありますけれども、一方で、教育施策の改善や教育指導の充実に生かしていくためには毎年度調査を実施することが適当であるという意見もございます、これは抽出でということでございます。

例えば、この三年間で分かったことは、少人数学級あるいは少人数指導に大変力を入れた県、県知事さんの御尽力で、そういった県はやはり、もちろん学力がすべてではありませんけれども、この学力テストにおいても少人数学級、少人数指導の有効性ということがはっきりと確認をされたというふうに思っております。そのことを契機に、例えば、そのトップは秋田県、二位は福井県でありましたけれども、その隣県の例えば福島県などでは、今知事さんの大変なリーダーシップによって、県単独で相当精力的な教員数の確保、拡充、それによる少人数学級、少人数指導の実現と、こういったことが行われていることも事実でございます、そうした意味で教育施策の改善にこのことが大きなきっかけになったし、そうした頑張っておられる知事さんの御努力をフォローアップをさせていただくという側面もあるという面もございます、こういういろんな御意見がございますので、先ほど来大臣からも御答弁申し上げておりますように、今後の専門家、有識者、教育関係者の御議論の中で幅広く御意見を伺って検討をしてまいりたいというふうに考えていると

ころでございます。

○那谷屋正義君 今、鈴木副大臣から言われたように、そういうふうなデータが得られるということについては、私はこの状況調査というのが有効であるなというふうに思うわけでありまして、今言われた全国ですっと一位を取っている秋田県を見ますと、教員の一人当たりの児童生徒数が全国で最も少ないというような状況が出ていまして、これを見ると、今言われたことは本当にそのとおりだなと。こうしたデータを取るということは文科省にとって非常に必要なことだろうと、このように私も思っているところであります。

ただし、例えば加配という措置がある県で行われたと。この加配措置、一年だけの加配だということになると、この一年加配したことが良かったのか悪かったのかということについては、一年だけではなかなか理解できない部分があるわけでありまして、そういう意味ではやはり一定の期間を置きながら、しかも定期的にとということでもありますけれども、毎年ということじゃなくてそういった部分でやるということを考えてもいいんじゃないかなと、こんなふうに思いますので、是非検討の中に加えていただけたらと、こういうふうに思っております。

時間の方が残り十数分になりましたので、次の議題に移りたいと思いますが、休職者にかかわって〇八年度の文科省調査というのがありまして、今日、皆様方にお手元にお配りをさせていただいた資料一を御覧いただきたいと思っております。

九九年度から〇八年度まで載せてございますけれども、この十年間の中で病気休職者約二倍、そのうちの精神疾患による休職者数が三倍というふうになっております。直近の文科省調査で、その病気休職の八千五百七十八人というのは、これ前年度から比べると五百九人増えているわけでありまして、そして、そのうちの精神疾患が五千四百人で、前年度比四百五人増えているということで、増えた分同士をかんがみても、八割が精神疾患であるというような今状況になっています。

教職員というのは、もうこれは私から言うまでもありませんけれども、一般企業と比べて仕事のやりがいあるいは喜びという部分が極めて高い職業でありまして、いわゆる報酬、労働条件というものについては極めて低い、過剰内発の状態にあるということはこれまでも指摘をされてきたところであります。こうした過剰内発の状態にある教職員というのは心身に疲労を抱えても懸命に働き続けるために、熱意ある教職員ほどいわゆる燃え尽き症候群といいますか、バーンアウトシンドロームやストレス性疾患などを誘発しやすく、この状態が長期的に続くと、まさに休職をしなければならないというところに行ってしまうということでもあります。

昨年三月のこの決算委員会でも触れたところでありますけれども、この調査結果に表れておりますように、教職員のメンタルヘルス対策というものがこの間、後手後手に回っていたのではないかとこのように思うところでありますけれども、御見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣（川端達夫君） 議員御指摘のように、休職者、その中の精神疾患というものの休職者がもう激増しているということは極めて深刻な問題でありますし、背景には今言われたようにいろんな問題がありますし、基本的には真面目に一生懸命取り組めば取り組むほどどんどん大変になってくると。それは先ほど教員免許のときに申し上げましたけれども、教える中身は増えるし、生徒もいろいろと対応は個別にきめ細かくやらなければいけないし、地域との対応、父兄との対応を含めて幅広に難しい問題が次から次からいっぱい起こってくるということであるという、極めて多忙であるということが一番大きな背景にあると、そして課題が多過ぎると。

そういう意味で、一番大きな対策としては教員の数を増やすということに一番初めは尽きるんだらうということで、今年度は、七年ぶりですか、実質増という初めて増員が実現することができましたが、その中でもやはり現場に、生徒たちとの一番の本来の仕事に全力ということである、附帯の業務をできるだけ減らせるような対応という部分でのサポート体制とか、教員の数を増やすと同時にサポート体制とかということと同時に、やはり気軽にみんなで先生同士で相談をできるというコミュニケーションをもっとつくるようにとかいうのと、いろんな、例えば地域や父兄や子供の問題に対しての先生の対応自身で先生が非常に悩まれるということが多くありますが、それは本人のトレーニングだけではなくて、やっぱり専門的に対応しなければいけない問題がもう山積しているということで、スクールカウンセラーとソーシャルワーカー含めた部分をやっぱり強化するというふうな対応と同時に、不幸にしてそういうふうな心に痛みを持った先生にいかにかきめ細かく対応できるかに懸かっているというふうに思いますので、いろんな切り口からできることを最大限やってまいりたいというふうに思っております。

○那谷屋正義君 今御答弁いただいたように、まさにそうした手だてが今大変重要になってきているということでもあります。そんな中で、今大臣がお話しされたように、多忙化解消策の本命とも言える教員の定数増について、今年度予算ではそれを実現していただいたことについては私の方からも高く評価をさせていただいているところであります。

ただし、もう一つ、この多忙化解消のための方法としては、いわゆる様々な事務負担というものが今物すごく多いわけで、これをやはり軽減していかないと、なかなか多忙化というものについて、要するに、多忙化ということは何を言わんとするかということ、もう御案内だと思いますけれども、教員と子供が向き合う時間を確保するというこの部分でありますけれども、そこの実現には結び付かないということでもあります。

市町村教育委員会において調査照会の見直しや改善を図ったと、こういうふうな結果を見て、図ったところが三七・六%であります。調査研究、つまりモデル校、こうした事業の見直しや改善を図ったところは二二・六%というふうに数字的にも低いわけでありまして、十分に進んでいない現実があるわけでもあります。

加えて、教員に対するメンタルヘルス対策の決め手の一つになるはずの労働安全衛生管理体制の整備状況からしても、事の深刻さに比べて緩慢なペースで推移してきたことは否定できないところであります。

お手元にお配りさせていただいております資料二の方でありますけれども、労働安全衛生管理体制整備状況の推移ということで、九九年から二〇〇八年までございます。衛生推進者の方も大分整備されてきたとはいえ、まだ八五%。とりわけ産業医については六九・八、六四・六という、こういった状況になっているわけであります。

やはり学校というところは、教員がまず健康であるということによって、その顔色を見て子供たちというのは元気になるかならないかというのが、いい悪いは別にして、これ本当にそういうことが起こるわけでありますから、そういう意味では、やはり先生方の心身の健康というものについては本当に重要な問題であるわけであります。

鳩山政権も、人の命を、そして働く者の尊厳を何より大切にするというふうに言っているわけでありますから、それはまさに、論より証拠ではありませんけれども、この労安法が定める各規定の一〇〇%、これは当たり前のことだと思うんですけれども、この一〇〇%を目指して、しかも都道府県教委にとどまらずに市町村教委も含めてしっかりと御指導いただきたいというふうに思うわけでありますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣（川端達夫君） 御指摘のように、先生の職場も間違いなく働く現場でありますので、そういう部分ではいわゆる労働安全衛生法において決められる部分を遵守しなければならないのは当然でございます。

そういう中で、衛生管理者、衛生推進者、産業医の選任が義務付けられておりますので、文科省としても当然ながらしっかりとした整備をするようにというのを各種会議で指導してきたところでございますが、今御指摘のように、例えば産業医ですと、小学校で六九・八%、中学校で六四・六%ですか、そして高等学校は九八・五%ということで、高校が多いですから合計でいうと九四・六%ですが、小中学校がやっぱり非常に悪い。そして、やはり、逆にいろいろ大変な業務で負担掛かってメンタルにストレス多いのは、むしろ小学校、中学校の方が多いいということも含めてですね。ちなみに、ちょっと調べてみましたら、民間の事業場、これ労安法はあまねく職場に適用されますので、民間の全事業場でいいますと産業医は七五・四%です。そういう意味でも、それよりは劣っているということもあります。

そういう意味では、各学校でやっぱりきちっと整備されなければいけないということでありますので、御指摘も踏まえて、改めて都道府県だけではなくて市町村を対象としても、しっかりと市町村を対象とした会議等々でも周知するなどして、市町村教育委員会にも指導を強めてまいりたいというふうに思っております。

ただ、前段でいろいろ通知、通達を発しますと、そして調査をするというと、また山盛り掛けてという、ここの悩ましさがあるんですが、効率よく、そして余り出すと、何か実

際は、先ほどの藤田先生の学校の話にしても、伝えてほしいのが本当に伝わっているのだろうかという不安があったりということで、これ結構悩みながらなんですけれども、めり張りを付けて、省略できるいろんな通達とかいうのは効率を図る中で、こういう本当に大事なところはしっかり伝わるように工夫をしてまいりたいと思っております。

○那谷屋正義君 確かに、通達、通知が多いことによって学校の様々な事務が増えているということは事実でありますけれども、しかし、今大臣が言われたようにめり張りが大事でありまして、必要な通知、通達をも省略してしまったらこれは何の意味も成さない、しかし余計なものは一切省くと、あえて力を入れて言わせていただきますが、余計なものは省くということがやはり重要ではないかと、是非お願いをしたいと思っております。

ちなみに、私のおりました横浜というところでは、学校数が、義務制の学校が五百八でしたかね、五百十近くあるんですけれども、その中に産業医がたったの五人であります。これではその機能を十分に果たすことができない。これはもうこの委員会で前もお話をしたんですけれども、一人の産業医が受け持つ学校が二十校から三十校だというふうに言われています。そうすると、産業医が回り切るのに十年近く掛かるんです。そうすると、一人の先生が一つの学校にいられるときというのはもう大体六年ぐらいと決まっていますから、一生産業医に巡り合わないというこういう事態も生まれるわけでありまして、そうすると、このことについては全く機能しなくなってしまうわけでありまして、まあ産業医がいればそれですべて健康になるということではないんですけれども、やはりそうした整備体制というものを、これは指導だけではなくて、横浜市の教育委員会なんか言っておりますのは、やはり産業医をお願いするための費用がどうしても足りないんだと、こんなようなことも言っております。そういう意味では、またこれについても工夫をいただけたらというふうな、こういうふうなことについても工夫をしていただきたいということを今のところでは要請させていただきたいと思っております。

最後に一つでありますけれども、図書購入費にかかわる交付税のいわゆる目的外流用についてということでありまして、〇七年度より図書購入費にかかわる地方交付税の基準財政需要額が約百三十億円から二百億円程度まで引き上げられました。

図書購入費にかかわる交付税増の効果のほどはといえば、残念ながら予算化率大体七八%程度ということで、かつてこの図書購入費というのは義務教育費国庫負担制度の項目の中に入っていたわけでありまして、だとすればこれは間違いなく一〇〇%やれるわけですが、これが一般財源化すると、交付税化されたということの中で、いわゆるその目的外流用に使われてしまっている例が非常に多い。一〇〇%を超えるところというのは東京都、山梨県、栃木県、愛媛県の四都県のみということでありまして、青森県、北海道に至りましては四二%、四九%と、半分を切るというそういう状況になっているわけがあります。

こうした実質的な目的外流用というものがこのまま看過されていいというふうにはなら

ないと思いますけれども、文科省として、財源の問題、取組に限界があるとはいえ、どのような改善策を模索する決意があるのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○国務大臣（川端達夫君） お答えする前に、先ほどの横浜市の問題は、横浜市は市立学校五百十二校、高校九、小中五百三で産業医が五人とおっしゃったんですけれども、労働安全衛生法上、産業医を選任する必要とする学校というのは職員数が常時五十人以上ということですので、五十人以上の学校は小学校一校、中学校四校、高校四校、特別支援学校六校ということで二十校ですので、二十校で五名選ばれているということだけ数字的に御紹介しておきたいと思います。

それから図書購入費の問題ですが、いわゆる財政上の処置として、義務教育の国庫負担金の変更に伴って一般財源化されました。そういう意味で、一般財源化という意味では積算根拠としての図書購入費としては計上いたしておりまして、その分の手当てとして単年度で二百億円ということで、むしろ増やした形で財政処置をしておりますが、それが一般財源ということで、あとは交付された都道府県が自主的に使うという、まさに色が付かないお金になっておりますので、それをどう使うかはその自治体の判断という趣旨でありますので、目的外使用という表現がなじむかどうかは議論が多分あるんだというふうに思います。

そういう中で、私たちは地方分権を進めて、地域主権の中でそれぞれの地方自治体がいろんな財源をできるだけひもなし、色なしで、地方のまさに主権で首長、議会、住民の意思形成の中で使われるべきであり、そういう中で、その行政の評価は主権者たる有権者が評価すべきであるという理念からいうと、基本的には全部これぐらい要るだろうという目当ての中でというのが一つの考え方です。しかし一方、義務教育に係る部分は一定のやはり基準があるべきではないかと。これが多分、これからも我々の目指す地域主権という部分の財源論と、その用途に関しての一括交付金化等々の部分がどこまで細分できるかという議論とも重なる話だというふうに思っています。

そういう部分で、今のところはできるだけそれに見合うという趣旨の手当てとして、文科省としてはできるだけたくさん手当てできるようには最大限これからも努力をしていきたいと。そして、そういう図書は非常に重要であるということ各県、市町村の教育委員会において御理解いただけるような活動をしていきたいということが、今ぎりぎりのところかなというふうに思っています。

○那谷屋正義君 もう時間ですので終わりにしたいと思いますが、今年は読書イヤーということでありまして、是非それは実のあるものになるようにお取り組みをお願いをしたいということをお願い申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。